

◎新潟県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 山之坊大峰小滝線
- 2 供用開始の区間  
糸魚川市大字山之坊字高草蓮2744番4から同市大字小滝字平山18384番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月26日